

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和5年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R6.4.1	配偶者等を対象とする休暇等を同性パートナーにも認めることに伴い必要となる制度の整備等及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
	R6.4.1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	R6.4.1	障害に関する用語の表記の整理に伴い、所要の改正を行った。